

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 概要

法案の趣旨

独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、男女共同参画社会基本法を一部改正するほか、機構法の施行に伴い、関係法律について必要な改正を行う。

法案の概要

1. 国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置付け

①連携及び協働の促進【新設】

- (1) 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努める。
- (2) 地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点(男女共同参画センター)としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める。
- (3) 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努める。

②人材の確保等【新設】

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努める。

2. 独立行政法人男女共同参画機構のナショナルセンターとしての法的位置付け

独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

施行期日

令和8年4月1日(ただし、①(1)(2)及び②は公布の日)